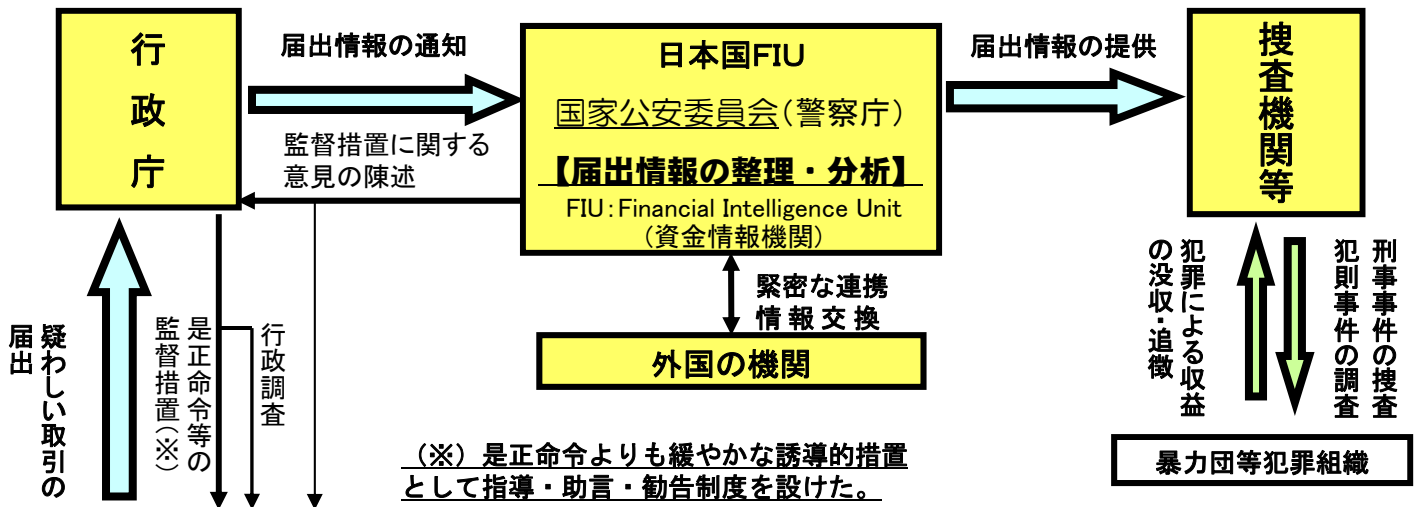


犯罪収益移転防止法(犯収法)の制度概要

○ 犯収法の目的

犯罪による収益の移転防止を図り、併せてテロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約等の的確な実施を確保し、もって国民生活の安全と平穏を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与すること。
(法第1条)

○ 犯収法の概要



特定事業者	
顧客等の取引時確認	
確認記録・取引記録等の作成・保存	
疑わしい取引の届出	
取引時確認等を的確に行うための措置	
金融機関(銀行、証券会社、保険会社等)、ファイナンスリース業者 クレジットカード業者、宅地建物取引業者、貴金属等取引業者 郵便物受取サービス業者、電話受付代行業者 電話転送サービス事業者	司法書士 行政書士 公認会計士 税理士 (疑わしい取引の届出義務の対象外)
	弁護士

(注1) 弁護士以外の士業者の確認事項は、本人特定事項のみ
(注2) 弁護士による本人特定事項の確認、取引記録等の保存に相当する措置、取引時確認を的確に行うための措置については、本法に定める司法書士等の例に準じて日本弁護士連合会の会則の定めるところによる。監督は、日本弁護士連合会が行う。

○ 取引時確認事項

- 自然人**
- 本人特定事項 (氏名・住居・生年月日)
 - 取引を行う目的
 - 職業

- 法人**
- 本人特定事項 (名称・本店等の所在地)
 - 取引を行う目的
 - 事業内容
 - 実質的支配者

特定事業者 【2条2項】	特定業務 (義務の対象)	特定取引 (取引時確認が必要) (注1)	義務
金融機関等 【1号～36号】	金融機関等が行う業務 (金融に関する業務に限られる)	預貯金契約(預金又は貯金の受入れを内容とする契約)の締結、 200万円を超える大口現金取引、 10万円を超える現金送金等	<ul style="list-style-type: none"> ・取引時確認【4条】 ・確認記録の作成・保存【6条】 ・取引記録等の作成・保存【7条】 ・疑わしい取引の届出【8条】 ・取引時確認等を的確に行うための措置【10条】
ファイナンスリース事業者 【37号】	ファイナンスリース業務 (途中解約できないもの、賃貸人が賃貸物品の使用に伴う利益を享受し、かつ、費用を負担するものに限られる)	1回のリース料が10万円を超える物品のファイナンスリース契約の締結	
クレジットカード事業者 【38号】	クレジットカード業務	クレジットカード契約の締結	
宅地建物取引業者 【39号】	宅地建物の売買又はその代理若しくは媒介業務	宅地建物の売買契約の締結又はその代理若しくは媒介	
宝石・貴金属等取扱事業者 【40号】	貴金属(金、白金、銀及びこれらの合金)、宝石(ダイヤモンドその他の貴石、半貴石及び真珠)の売買業務	代金の支払が現金で200万円を超える貴金属等の売買契約の締結	
郵便物受取サービス事業者 【41号】	郵便物受取サービス業務	役務提供契約の締結	
電話受付代行業者 【41号】	電話受付代行業務	役務提供契約の締結 ※電話による連絡を受ける際に代行業者の商号を明示する条項を含む契約の締結は除く ※コールセンター業務等の契約締結は除く	
電話転送サービス事業者 【41号】	電話転送サービス業務	役務提供契約の締結	
司法書士 【43号】 行政書士 【44号】 公認会計士 【45号】 税理士 【46号】	以下の行為の代理又は代行に係るもの ・宅地又は建物の売買に関する行為又は手続 ・会社等の設立又は合併等に関する行為又は手続 ・現金、預金、有価証券その他の財産の管理又は処分 ※租税、罰金、過料等の納付は除く ※成年後見人等裁判所又は主務官庁により選任される者が職務として行う他人の財産の管理・処分は除く	以下の行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結 ・宅地又は建物の売買に関する行為又は手続 ・会社等の設立又は合併等に関する行為又は手続 ・200万円を超える現金、預金、有価証券その他の財産の管理又は処分 ※任意後見契約の締結は除く	
弁護士 【42号】	弁護士による取引時確認、確認記録・取引記録等の作成・保存、取引時確認等を的確に行うための措置に相当する措置については、犯罪収益移転防止法に定める司法書士等の例に準じて、日本弁護士連合会の会則で定めるところによる【11条】。		

注1：取引時確認済みの顧客等との取引は除く。ただし、なりすまし等の疑いがある場合は除かれない。

2：金融機関等のうち為替取引に係る事業者は、送金人情報の通知義務を負う【9条】。

3：司法書士、行政書士、公認会計士、税理士のいわゆる士業者は本人特定事項のみ確認。

取引時確認の方法

資料2-1 ②

○個人の場合

顧客の本人特定事項(氏名、住居、生年月日)、取引を行う目的及び職業の確認を行います。なお、代理人取引の場合には、実際に取引を行っている取引担当者の本人特定事項の確認も合わせて必要となります。

対面取引

運転免許証、健康保険証等の提示並びに取引を行う目的及び職業の申告

住民票の写し、顔写真のない官公庁発行書類等の提示並びに取引を行う目的及び職業の申告

+

本人確認書類に記載の住所に取引関係文書を転送不要郵便等で送付

本人確認書類又はその写しの送付並びに取引を行う目的及び職業の申告

+

本人確認書類に記載の住所に取引関係文書を転送不要郵便等で送付

本人限定受取郵便等による取引関係文書の送付並びに取引を行う目的及び職業の申告

電子証明書(氏名、住居及び生年月日の記録のあるもの)及び電子署名が行われた取引に関する情報の送信並びに取引を行う目的及び職業の申告 (公的個人認証法に基づく電子証明書を用いる方法も有り)

インターネット上で
確認が完結

非対面取引
(インターネット、
ト、郵送等)

取引時確認完了

○法人の場合

法人の本人特定事項(名称、本店又は主たる事務所)、取引を行う目的、事業の内容及び実質的支配者の確認を行います。あわせて、実際に取引を行っている取引担当者の本人特定事項の確認が必要となります。

対面取引

法人の登記事項証明書、印鑑登録証明書等の提示
取引の目的の申告
定款等事業の内容が確認できる書類の提示等による確認
実質的支配者がある場合は、その者の本人特定事項の申告

+

実際に取引を行っている取引担当者の本人特定事項の確認

法人の登記事項証明書、印鑑登録証明書等の本人確認書類
又はその写しの送付
取引の目的の申告
定款等事業の内容が確認できる書類又はその写しの送付等による確認
実質的支配者がある場合は、その者の本人特定事項の申告

+

実際に取引を行っている取引担当者の本人確認書類又はその写しの送付

+

法人と実際に取引を行っている取引担当者の両方の本人確認書類記載の住所等に、取引関係文書を転送不要郵便等で送付

商業登記法に基づき登記官が作成した電子証明書及び電子署名が行われた取引に関する情報の送信
取引を行う目的の申告
定款等事業内容の確認ができる書類の確認
実質的支配者がある場合は、その者の本人特定事項の申告

+

実際に取引を行っている取引担当者の本人特定事項の確認

インターネット上で
確認が完結

非対面取引
(インターネット、
ト、郵送等)

マネーローンダリング対策を巡る国際情勢

1

FATF(金融活動作業部会)の設置

- ▶ 1989年のアルシュ・サミット経済宣言を受けて設置された政府間会合(本部: 仏・パリ)
- ▶ マネー・ローンダリング対策における国際協力等を推進
- ▶ 2012年末現在、我が国を含む34ヶ国・地域及び2国際機関が参加

2

第3次FATF勧告(2003年)

- ▶ マネー・ローンダリング対策のために各国が執るべき措置を「40の勧告」として策定(1990年に策定後、2003年に3度目の改訂が行われたもの。現在の最新勧告は2012年の第4次勧告。)
- ▶ 勧告8(非対面取引関係)

「金融機関は、非対面の業務関係又は取引に関する特定のリスクに対処するための施策及び手続きを整備することを義務付けられなければならない。」

(勧告12により、指定非金融業者(金融機関以外の事業者)も対象)

3

第3次対日相互審査(2008年)

- ▶ FATFは、勧告の実施状況について定期的に相互審査を実施
- ▶ 2008年に行われた第3次対日相互審査において、複数の勧告について4段階のうち最低の不履行(NC)との評価を受けるなど、様々な不備事項を指摘
- ▶ 非対面取引に関する勧告8は、下から2番目の一部履行(PC)との評価

「非対面取引における(顧客の)身分確認及び照合に関する義務が十分でない。」

4

日本の情勢

- ▶ 勧告8を含め、不備事項が十分に改善されていないため、日本は2012年10月以降「**強化されたフォローアップ**」(改善状況をより頻繁に報告)の対象
- ▶ 不備事項を改善するための制度改正を行わなければ、マネー・ローンダリング対策が不十分な国として**国名公表等の制裁措置を受けるおそれ**

⇒ 国際金融における信用失墜のおそれ

- ▶ 制度改正を見据え、現在有識者による「マネー・ローンダリング対策等に関する懇談会」を開催し、議論しているところ(本年12月に報告書が取りまとめられる予定)